

青森公立大学事務局規程 新旧対照表

改正後	改正前
青森公立大学事務局規程	青森公立大学事務局規程
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の規定に基づき、青森公立大学事務局の組織、所掌事務及び職制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に総務企画グループ、財務管理グループ及び教務学事グループを置く。</p> <p>2 前項のグループにチームを置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 総務企画グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公印の保管に関する事項</p> <p>(2) 文書の收受、発送及び保管に関する事項</p> <p>(3) 規程の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(4) 法令解釈及び運用に関する事項</p> <p>(5) 教職員の人事、給与、服務その他身分に関する事項</p> <p>(6) 教職員の福利厚生に関する事項</p> <p>(7) 学内事務の連絡調整に関する事項</p> <p>(8) 理事会、経営審議会、教育研究審議会、部局長会議、教授会その他総務企画に係る会議に関する事項</p> <p>(9) 大学広報に関する事項</p> <p>(10) 共同研究等の交流事業に関する事項</p> <p>(11) 他大学及び他大学院との連携に関する事項</p> <p>(12) 地域連携センターに関する事項</p> <p>(13) 国際芸術センター青森に関する事項</p> <p>(14) その他事務局の運営に関する事項</p> <p>2 財務管理グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学内の整備、清掃及び取締りに関する事項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の規定に基づき、青森公立大学事務局の組織、所掌事務及び職制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に総務企画グループ、財務管理グループ及び教務学事グループを置く。</p> <p>2 前項のグループにチームを置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 総務企画グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公印の保管に関する事項</p> <p>(2) 文書の收受、発送及び保管に関する事項</p> <p>(3) 規程の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(4) 法令解釈及び運用に関する事項</p> <p>(5) 教職員の人事、給与、服務その他身分に関する事項</p> <p>(6) 教職員の福利厚生に関する事項</p> <p>(7) 学内事務の連絡調整に関する事項</p> <p>(8) 理事会、経営審議会、教育研究審議会、部局長会議、教授会その他総務企画に係る会議に関する事項</p> <p>(9) 大学広報に関する事項</p> <p>(10) 共同研究等の交流事業に関する事項</p> <p>(11) 他大学及び他大学院との連携に関する事項</p> <p>(12) 地域連携センターに関する事項</p> <hr/> <p>(13) その他事務局の運営に関する事項</p> <p>2 財務管理グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学内の整備、清掃及び取締りに関する事項</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (2) 施設の維持管理に関する事項 (3) 教員住宅に関する事項 (4) 交流施設に関する事項 (5) 予算の編成に関する事項 (6) 予算の執行に関する事項 (7) 決算の調製に関する事項 (8) 財務及び経理に関する事項 (9) 契約の管理に関する事項 (10) 物品の管理に関する事項 (11) <u>情報システムの管理及び運営に関する事項</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 施設の維持管理に関する事項 (3) 教員住宅に関する事項 (4) 交流施設に関する事項 (5) 予算の編成に関する事項 (6) 予算の執行に関する事項 (7) 決算の調製に関する事項 (8) 財務及び経理に関する事項 (9) 契約の管理に関する事項 (10) 物品の管理に関する事項 <hr/>
<ul style="list-style-type: none"> (12) <u>情報処理に関する教育の支援に関する事項</u> 	<hr/>
<ul style="list-style-type: none"> (13) <u>情報システムの利用促進に関する事項</u> (14) 財務管理に係る会議に関する事項 	<hr/> <ul style="list-style-type: none"> (11) 財務管理に係る会議に関する事項
<p>3 教務学事グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>3 教務学事グループの所掌事務は、次のとおりとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育課程、授業、休業及び休講に関する事項 (2) 学生の試験、成績及び学籍に関する事項 (3) 学生の募集、入学試験、入学、卒業及び修了に関する事項 (4) 学生の退学、休学及び除籍に関する事項 (5) 入学料及び授業料その他学納金に関する事項 (6) 奨学金の貸与及び奨学生の指導に関する事項 (7) 学生の賞罰に関する事項 (8) 学割及び諸証明に関する事項 (9) 学生の保健衛生管理に関する事項 (10) 学生の生活相談に関する事項 (11) 学生の宿舎斡旋に関する事項 (12) 学生の就職指導及び斡旋に関する事項 (13) 卒業生及び修了生との連絡に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育課程、授業、休業及び休講に関する事項 (2) 学生の試験、成績及び学籍に関する事項 (3) 学生の募集、入学試験、入学、卒業及び修了に関する事項 (4) 学生の退学、休学及び除籍に関する事項 (5) 入学料及び授業料その他学納金に関する事項 (6) 奨学金の貸与及び奨学生の指導に関する事項 (7) 学生の賞罰に関する事項 (8) 学割及び諸証明に関する事項 (9) 学生の保健衛生管理に関する事項 (10) 学生の生活相談に関する事項 (11) 学生の宿舎斡旋に関する事項 (12) 学生の就職指導及び斡旋に関する事項 (13) 卒業生及び修了生との連絡に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> (14) <u>後援会等への支援に関する事項</u> 	<hr/>
<ul style="list-style-type: none"> (15) 図書館における貸出し及び読書案内に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (14) 図書館における貸出し及び読書案内に関する事項

改正後	改正前
<p>(16) 図書館における調査研究の援助に関する事項</p> <p>(17) 図書館資料の保存及び除籍に関する事項</p> <p>(18) 図書館資料の受入れに関する事項</p> <p>(19) 図書館資料の整理、修理及び製本に関する事項</p> <p>(20) 図書館の広報に関する事項</p> <p>(21) 図書館運営委員会及び図書館資料選定委員会に関する事項</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(15) 図書館における調査研究の援助に関する事項</p> <p>(16) 図書館資料の保存及び除籍に関する事項</p> <p>(17) 図書館資料の受入れに関する事項</p> <p>(18) 図書館資料の整理、修理及び製本に関する事項</p> <p>(19) 図書館の広報に関する事項</p> <p>(20) 図書館運営委員会及び図書館資料選定委員会に関する事項</p> <p>(21) 情報システムの管理及び運営に関する事項</p> <p>(22) 情報処理に関する教育の支援に関する事項</p> <p>(23) 情報システムの利用促進に関する事項</p> <p>(24) 国際芸術センター青森に関する事項</p>
<p>(22) 教務学事に係る会議に関する事項 (職制)</p> <p>第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。</p> <p>2 事務局に次長又は参事を置くことがある。</p> <p>3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。</p> <p>5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査及び主事とする。 (委任)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。</p>	<p>(25) 教務学事に係る会議に関する事項 (職制)</p> <p>第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。</p> <p>2 事務局に次長又は参事を置くことがある。</p> <p>3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。</p> <p>5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査及び主事とする。 (委任)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。</p>